第三十八回	十二億二千百二十六万円	十二億千七百六十二万三千四百八円	〃
第三十九回	二十九億六百二十九万円	二十八億九千六百六十七万九千二百四十八円	〃
第四十回	十九億八千二百四十八万円	十九億七千六百四十九万八千九十三円	〃
第四十一回	十四億五千五百十七万円	十四億五千三十五万七千九百八十四円	〃
第四十二回	十七億七千八百二十九万円	十七億七千二百九十八万六千五百十三円	〃
第四十三回	二十一億七千百八十六万円	二十一億六千四百六十七万七千九百六十円	〃
第四十四回	八十一億八千六百九十四万円	八十一億六千二百二十四万二千三百三十四円	〃
第四十五回	九十三億三十七万円	九十二億六千九百六十一万四千五百二十円	〃
第四十六回	四十億千百万円	三十九億九千七百五十二万千八百八十一円	〃
第四十七回	八十二億三千八百七万円	八十二億千三百九十六万千九百五十四円	〃
第四十八回	二百一億八千六百六十六万円	二百一億二千七百十四万二千九百五十四円	〃
第四十九回	八百万円	七百九十七万四千七百二十円	〃
第五十回	二千五百万円	二千四百九十三万三千五百七十七円	〃
第五十二回	三千百二十万円	三千百十四万二千六百六十九円	〃
第五十三回	千万円	九百九十八万五千百二十三円	〃
第五十四回	千六百万円	千五百九十七万七千三円	〃
第五十五回	四千五十万円	四千四十三万七千九百八十一円	〃
第五十七回	十万円	九万九千九百五円	〃
第六十回	二億千百七十六万円	二億千百七十五万九百五十一円	〃
第八百一回	十五億九百七十七万円	十五億九百十六万八千六百四円	〃
第八百二回	九百一万円	九百万六千四百十六円	〃
第八百三回	三百万円	二百九十九万八千八百六円	〃
第八百四回	千三百万円	千二百九十九万四千八百二十四円	〃
合計	千三十一億九千百九十二万円	千二十九億六千三十万六千六十八円	

○農林水産省告示第千三百九十五号

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成二十六年法律第八十四号）第三条第二項の規定に基づき、農林水産大臣が定める農林水産物等の区分等を次のように定める。

平成二十七年五月二十九日

農林水産大臣　林　芳正

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律第三条第二項の農林水産大臣が定める農林資産物等の区分は、次の表の上欄に掲げる区分とし、各区分に属する農林水産物等は、同表の下欄に掲げる農林水産物等とする。

農林水産物等の区分	
第一類　穀物類	
区分に属する農林水産物等	
一　米穀	玄米、精米
二　麦類	小麦、大麦、はだか麦、ライ麦、えん麦
三　雑穀	とうもろこし、あわ、ひえ、そば、きび、もろこし、はとむぎ、その他雑穀
四　豆類（種子用及び未成熟のものを除く。）	大豆、小豆、いんげん、えんどう、ささげ、そら豆、緑豆、落花生、その他豆類
五　第一号から前号までに掲げるもの以外の穀物類	
第二類　野菜類	
一　根菜類	だいこん、かぶ、にんじん、ごぼう、れんこん、馬鈴しょ、さといも、やまのいも、その他根菜類
二　葉茎菜類	はくさい、こまつな、キャベツ類、ちんげんさい、ほうれんそう、ふき、みつば、しゅんぎく、みずな、セルリー、アスパラガス、カリフラワー、ブロッコリー、レタス類、ねぎ、にら、たまねぎ、にんにく、らっきょう、その他葉茎菜類
三　果菜類	きゅうり、かぼちゃ、なす、トマト、ピーマン、スイートコーン、さやいんげん、さやえんどう、グリンピース、そらまめ、えだまめ、その他果菜類
四　香辛野菜及びつまもの類	わさび、しょうが、その他香辛野菜及びつまもの
五　きのこ類	生しいたけ、まつたけ、なめこ、えのきたけ、ひらたけ、しろたもぎたけ、その他きのこ類
六　山菜類	わらび、ぜんまい、その他山菜類
七　果実的野菜	いちご、メロン、すいか、その他果実的野菜
八　第一号から前号までに掲げるもの以外の野菜	